

問合せの多い質問（第二種貸与）

Q 1 二口以上貸与を受けていた場合の卒業時の返還手続で、東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を口座金融機関に承諾を得る際に留意することはありますか。

A 1 二口以上貸与を受けていた場合の卒業時の返還手続において、東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の手続には次の事項をご注意ください。

- ① 原則、すべての返還において同一の預貯金口座を使用してください。
（返還中に口座変更を希望する場合は、その都度変更手続をとってください。）
- ② 二口目以降の口座振替依頼書（自動払込利用申込書）について、右上の『振込（払込み）開始月』欄には『令和〇〇年4月分から』と記載して金融機関窓口に提出してください。

Q 2 東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を金融機関に持って行き承諾を得ようとしたが、1枚目の金融機関控だけではなく2枚目の福祉保健局提出用も金融機関で取り、金融機関から東京都に送付すると言われた場合、どうすればいいですか。

A 2 そのまま、1枚目及び2枚目を金融機関に提出してください。

東京都福祉保健局には、**本人控え（第3号様式）の2枚のうちどちらか1枚の余白に「第2号様式金融機関に提出」と記入し提出してください。**

Q 3 第二種貸与を受けていました。看護師等の試験に合格し、貸与を受けていた修学資金を月賦で返還しますが、東京都の区域内で勤務しているという在職証明書と看護師等免許証（又は登録済証明書）の写しも添付する必要がありますか。

A 3 必要です。

卒業した年の4月中に看護師等の免許証のコピー又は、その登録済証明書（ハガキ）のコピー（有効期限は2か月）と、都の区域内で看護職員として従事していることを証明するために、従事先の在職証明書を提出してください。提出がない場合は、都の区域内で看護業務に従事していないとみなし、貸与を受けた期間の2分の1の期間内で返還していただきます。

在職証明書と登録済証明書のコピーを2枚まとめてとじ、いずれの提出書類にも、余白に**貸与番号**と「返還届提出済み」と記載してください。

Q 4 出産や病気等で看護業務に従事できないときは、どんな手続きをとればいいのでしょうか。

A 4 やむを得ない理由により看護業務に従事できないときは、「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」及びその理由の事実を証明する書類を提出してください。

出産の場合は、出産予定日の8週間前から生後、満一歳まで猶予の対象となります。母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記されているページ）を添付してください。

病気の場合は、病名、「就業不可」等の文言、期間が記されている医師の診断書の原本を添付してください。

なお、やむを得ない理由とは、看護関係の養成施設への進学、災害、病気、出産等のことを指します。経済的理由では「やむを得ない理由」に該当しません。

詳細については、電話等でお問い合わせください。

Q 5 結婚等により、本籍、住所又は氏名が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A 5 住所又は氏名が変わったときには、「住所等変更届（第7号様式）」で届け出てください。

ただし、氏名変更の場合は、氏名変更のわかる公的な書類（戸籍謄本や運転免許証の写し等）を添付してください。

本籍だけを変更した場合は、修学資金の届出は不要です。

Q 6 第二種貸与を受けていましたが、4月から進学します。「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」（進学のために返還猶予を申請する。）はいつ提出すればいいのでしょうか。

A 6 進学後直ちに「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」に在学の証明を取得し、速やかに提出してください。

卒業後直ちに進学する場合は、これ以前に提出することになる「返還届（第15号様式）」の余白に「進学猶予申請する予定（例 R〇〇. 4～R〇〇. 〇）」と記入してください。

Q 7 申請様式の白紙が、以前使用してしまったため、手元にありません。どうしたらよいのでしょうか。

A 7 東京都福祉保健局ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

Q 8 卒業後、都外に就業したため、月賦で月50,000円ずつ返還しています。このたび、都内の病院に転職したので、月25,000円に変更することはできますか。

A 8 返還月額を変更することはできません。都内に転職しても、月額50,000円のままです。